契約書見本

　契約を締結する場合の参考としてください。

　なお、契約の相手方が作成した契約書を使用する場合は、本参考様式の内容が具備されている必要があります。

　また、契約は、候補者と事業者又は個人との契約になります。

選挙運動用自動車運送契約書

（ハイヤー契約）

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定に基づく選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　（１）　自動車の車種及び登録番号又は車両番号

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　種 | 登録番号又は車両番号 |
|  |  |

　（２）　契約期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

　　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。。

　（３）　契約金額　　　　　　　　　　円(消費税額等含む。)

　　（内訳　１日当たり　　　　　　円(消費税額等含む。)×　　日間）

　　　　ただし、（２）のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得

　　　た額とする。

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手

　続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場

　合は、乙は、森町には請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車賃貸借契約書

（個別契約）

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定に基づく選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　（１）　自動車の車種及び登録番号又は車両番号

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　種 | 登録番号又は車両番号 |
|  |  |

　（２）　契約期間

　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。。

　（３）　契約金額　　　　　　　　　　円(消費税額等含む。)

　　　（内訳　１日あたり　　　　　　円(消費税額等含む。)×　　日間）

　　　ただし、（２）のただし書きに該当するときは、１日の単価に返却までの日数を乗じて得

　　た額とする。

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を

　遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、森町に

　は請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

（個別契約）

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　（１）　供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　種 | 登録番号又は車両番号 |
|  |  |

　（２）　供給期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

　（３）　契約単価　　　　　　円/ℓ(消費税額等含む。)

　（４）　契約金額　　供給期間中の供給総量に契約単価を乗じて得た金額

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を

　遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、森町に

　は請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

（個別契約）

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　（１）　運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

|  |  |
| --- | --- |
| 車　　種 | 登録番号又は車両番号 |
|  |  |

　（２）　運転する期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで（　　　日間）

　　　ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。。

　（３）　契約金額　　　　　　円(消費税額等含む。)

　　（内訳　１日あたり　　　　　　円(消費税額等含む。)×　　日間）

　　　ただし、（２）のただし書に該当するときは、１日の単価に運転した期間の日数を乗じて

　　得た額とする。

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を

　遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、森町に

　は請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ビラ作成業務契約書

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　⑴　規格及び作成枚数　　ア　規　　格　　　　　cm×　　cm

　　　　　　　　　　　　　イ　作成枚数　　　　　　　　　枚

　⑵　納入期限　　令和　年　月　日

　⑶　契約金額　　　　　円(消費税額等含む。)

　　　（内訳　単価１枚当たり　　　円(消費税額等含む。)×　　　　　枚）

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を

　遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、森町に

　は請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ポスター作成業務契約書

　令和　年　月　日執行の　　　　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約の内容は、次のとおりとする。

　⑴　規格及び作成枚数　　ア　規格　　　　　cm×　　cm

　　　　　　　　　　　　　イ　作成枚数　　　　　　　枚

⑵　納入期限　　令和　年　月　日

⑶　契約金額　　　　　　　　円(消費税額等含む。)

　　　（内訳　単価１枚当たり　　　　　円(消費税額等含む。)×　　　枚）

第２条　この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選

　挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を

　遅滞なく行わなければならない。

　　なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか

　に支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、森町に

　は請求ができない。

第３条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議

　して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞